

# 議第 1 1 5 号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機※を介して住民票等の写しや各種証明書（以下「証明書等」といいます。）を交付する場合における当該交付に係る手数料の額を引き下げるものです。

※ 多機能端末機とは、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を発行する機能を有するものをいいます。

## 2 改正の背景

呉市では、平成 2 9 年 1 月から、個人番号カード（マイナンバーカード）を利用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を介した証明書等の交付（以下「コンビニ交付」といいます。）を実施しています。

この度、コンビニ交付の状況についてコンビニ交付を実施している中核市全 4 7 市の状況を調査したところ、コンビニ交付を実施している他市と比較して呉市のコンビニ交付の利用が低調であることが分かりました。

また、コンビニ交付を実施している中核市において、窓口における証明書等の交付手数料よりも低額な交付手数料を設定している市が 2 1 市あり、これらの市ではコンビニ交付を利用する割合が高い傾向が見られます。

こうしたことから、コンビニ交付の利用を促進し、窓口業務の業務量の縮減を図るとともに、マイナンバーカードの一層の利用促進を図る観点から、コンビニ交付を行う証明書等に係る交付手数料の額を減額するものです。

### 【参考】中核市におけるコンビニ交付の実施及び交付手数料の状況について

#### (1) コンビニ交付実施状況（平成 3 1 年 3 月末現在）

	団体数	割合	うち手数料の減額を実施している団体数	割合
実施済み	4 7 市	8 1 . 0 %	2 1 市	4 4 . 7 %
未実施	1 1 市	1 9 . 0 %	—	—

#### (2) コンビニ交付における手数料の減額状況（平成 3 1 年 3 月末現在）

##### ア 住民票の写し，住民票記載事項証明書，印鑑登録証明書，戸籍の附票の写し

窓口交付との差額	団体数（うちコンビニ交付実施後 1 年以上の団体数）	交付総数に占めるコンビニ交付の割合*
1 0 0 円減額	1 6 市（1 4 市）	5 . 9 2 %
5 0 円減額	5 市（ 5 市）	4 . 8 0 %
同額（減額なし）	2 6 市（2 3 市）	3 . 3 8 %

## イ 戸籍証明書

窓口交付との差額	団体数（うちコンビニ交付実施後1年以上の団体数）	交付総数に占めるコンビニ交付の割合*
150円減額	1市（0市）	—
100円減額	11市（10市）	2.67%
50円減額	4市（4市）	2.84%
同額（減額なし）	24市（21市）	1.23%

※コンビニ交付実施後1年以上の団体で計算

### (3) 呉市のコンビニ交付利用状況（平成30年度実績）

証明書の種類	サービス開始年月	交付総数	うちコンビニ交付	交付総数に占めるコンビニ交付の割合
住民票の写し	平成29年1月	96,296件	1,107件	1.15%
住民票記載事項証明書		3,708件	56件	1.51%
印鑑登録証明書		50,958件	693件	1.36%
小計		150,962件	1,856件	1.23%
戸籍証明書（謄本・抄本）	平成31年1月	44,817件	103件	0.23%
戸籍の附票の写し		7,765件	26件	0.33%
合計		203,544件	1,985件	0.98%

## 3 改正の内容

現在コンビニ交付を行っている次の証明書等に係る交付手数料について、コンビニ交付を実施している他の中核市を参考に、窓口交付における交付手数料の額からそれぞれ100円を減額した額とします。

対象とする証明書等	現行	改正案
住民票の写し	300円	200円
住民票記載事項証明書	300円	200円
印鑑登録証明書	300円	200円
戸籍証明書（全部事項証明書・個人事項証明書）	450円	350円
戸籍の附票の写し	300円	200円

## 4 施行期日

令和2年4月1日